

上士幌町三愛計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 高齢者等が健康で安心して暮らしていける、保健・医療・福祉の充実したまちづくりを進めるために、上士幌町三愛計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、上士幌町三愛計画（高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び障がい福祉計画をいう。以下同じ。）の策定に関し必要な審議を行う。

(組 織)

第3条 委員会は、次の団体等から保健・医療・福祉について識見を有するもの及び一般公募者15名以内の委員で組織し、町長が委嘱する。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 上士幌町民生委員児童委員協議会 | 1名 |
| (2) 社会福祉法人上士幌町社会福祉協議会 | 1名 |
| (3) 健康づくり推進協議会 | 1名 |
| (4) 上士幌町老人クラブ連合会 | 1名 |
| (5) 身体障害者相談員 | 1名 |
| (6) 知的障害者相談員 | 1名 |
| (7) 特定非営利活動法人サポートセンター白樺 | 1名 |
| (8) 社会医療法人北斗 上士幌クリニック | 1名 |
| (9) 社会福祉法人上士幌福寿協会 | 1名 |
| (10) ボランティア団体 | 2名 |
| (11) 上士幌町教育委員会 | 1名 |
| (12) 一般公募者 | 若干名 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、最初の委員会の日から上士幌町三愛計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(答 申)

第7条 委員会は、町長の諮問に対し上士幌町三愛計画策定についての答申を行う。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委 任)

第9条 この設置要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月7日から施行する。